

守口市学校規模等適正化基本方針

(改訂版)

子どもたちが主役となる魅力ある学校づくりをめざして

令和4年8月
守口市教育委員会

はじめに

守口市が令和3年3月に策定した「第6次守口市総合基本計画」においては、将来都市像を「いつまでも住み続けたいまち 守口～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」と定め、基本目標の一つに「子どもや若い世代が夢を育めるまち」を掲げ、「義務教育9年間を通した学校教育の充実と教育環境の整備」を主要施策の一つと位置付けしています。

また、令和3年3月には、「第二次守口市教育大綱」を策定し、「家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成」を目指し、教育内容の充実と教育環境の整備を進めることとしています。

また、守口市教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、子どもたちが変化の激しいこれからの社会をたくましく生きる力の育成に向けた取り組みを進めるなか、少子化の進行を背景とした児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化の進行に対応するため、平成24年3月に「守口市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、多様な考え方を持つ子どもたちが出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身につける場として学校規模の適正化を進めてきました。

今後は、社会の変化に合わせた新しい時代の学びや校舎の老朽化への対応も計画的に行い、より良い教育環境を整備する必要があります。

1 基本方針策定の背景

市立小学校の児童総数は、昭和 53 年の 20,166 人をピークに平成 23 年には 7,382 人にまで減少し、市立中学校の生徒総数も、昭和 57 年の 9,235 人をピークに平成 23 年には 3,870 人にまで減少し、小・中学校ともピーク時の 4 割程度となっていました。

一方、市内全域を見渡すと少子化が進む地域がある半面、大規模集合住宅建設等が進む一部の地域では、児童・生徒数が増加し、学校規模の差が広がることが予測されたため、教育委員会では、平成22年2月に守口市新しい学校・園づくり審議会に「小規模校のあり方について」と「小中一貫教育など新たな学校(教育システム)づくりについて」を諮問し、平成23年2月に学校の規模適正化と小中一貫教育の導入を柱とする答申(以下「第二次答申」という。)を受けました。

この第二次答申を踏まえ、教育委員会では、小・中学校のより良い教育環境づくりを進めるため、小規模化する学校の規模適正化への基本的な考え方を示すとともに、学校施設の老朽化等への対策も含めた学校の適正配置についての考え方をまとめた基本方針を平成 24 年 3 月に策定しました。

2 基本方針策定後の取組みについて

基本方針策定後は、5つの具体的な統合について、実施時期等を定めた実施計画を策定し、学校・家庭・地域の方々の意見をお伺いしながら、学校統合や義務教育学校の設置を進めてきました。統合等によって、子どもたちは多くの仲間と学校生活を送り、豊かな人間関係を築きながら、協調性等の社会性を育み、学びを深めています。特に、義務教育学校さつき学園では、「9年間を見通したカリキュラム編成」や「1から9年生の児童生徒の交流」を通した子どもたちの成長として、将来への期待や思いやりと責任ある行動への自覚が芽生えるなど、人格形成の面で大きな成果を上げるとともに、一つの教職員組織による運営体制によって、子どもたちに関する様々な情報の共有や引継ぎが行えるなど、効率的・効果的な学校運営が実現できています。

また、大規模集合住宅建設等が進み、学校規模が大きくなる学校については、子どもたちの通学の負担等を考慮したうえで、通学区域等や選択区域の見直しを行い、学校規模の適正化を図りました。

(1) 小規模校の規模適正化を図る統合

- ・第二中学校と第四中学校の統合

平成27年4月 旧守口高等学校跡地に樟風中学校を建設し開校

- ・滝井小学校と春日小学校及び第三中学校の施設一体型小中一貫校

平成 26 年 4 月 旧滝井小学校でさつき小学校を開校

平成 28 年 4 月 旧春日小学校・旧第三中学校敷地において新校舎を建設し、
義務教育学校さつき学園を開校

- ・ 寺方小学校と南小学校の統合

平成 30 年 4 月 旧第二中学校敷地に寺方南小学校を新設し開校

- ・ 三郷小学校と橋波小学校の統合

平成 30 年 4 月 旧橋波小学校でさくら小学校を開校

令和 3 年 4 月 旧三郷小学校敷地に新校舎を建設し供用開始

(2) 老朽化等教育環境整備を図る統合

- ・ 東小学校と大久保小学校の統合

平成 28 年 4 月 旧東小学校でよつば小学校を開校

平成 30 年 4 月 旧大久保小学校敷地に新校舎を建設し供用開始

(3) 大規模校の規模適正化を図る通学区域等の見直し

- ・ 庭窪小学校における通学区域の変更

平成 26 年 4 月 大日東町 1 番から 10 番を八雲東小学校に変更

- ・ 守口小学校における選択区域の変更

平成 31 年 4 月 さつき学園との選択区域を拡大

(4) コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の推進

- ・ 小中一貫教育の導入

平成 26 年 4 月 全中学校区に小中一貫教育を導入

平成 28 年 4 月 義務教育学校さつき学園を開校

- ・ コミュニティスクールの導入

平成 30 年 4 月 義務教育学校さつき学園に学校運営協議会を設置

令和 2 年 4 月 全中学校区に学校運営協議会を設置

3 基本方針改訂の趣旨

基本方針は、小・中学校のより良い教育環境づくりを進めるため、小規模化する学校の規模適正化への基本的な考え方を示すとともに、学校施設の老朽化等への対策も含めた学校の適正配置についての考え方をまとめたものであり、国や府における教育制度の変更やその後の社会情勢の変化が生じた場合には必要に応じて見直すこととしていました。

その中で、平成29年3月に改訂された「新しい学習指導要領」に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、小学校の35人学級編成など国が進める少人数学級編成や教育のデジタルトランスフォーメーションの進展など、学校においては、新しい時代の学びへの対応が急がれることとなりました。

また、全国的に少子化が進むなか、若年層の転入が多い本市においては、令和4年度における市立学校の児童総数は5,781人、生徒総数も2,840人となり、その減少傾向は他市と比較すると極めて緩やかなものとなっており、地域によっては、大規模集合住宅建設等により、今後も児童・生徒数の増加が予想されています。

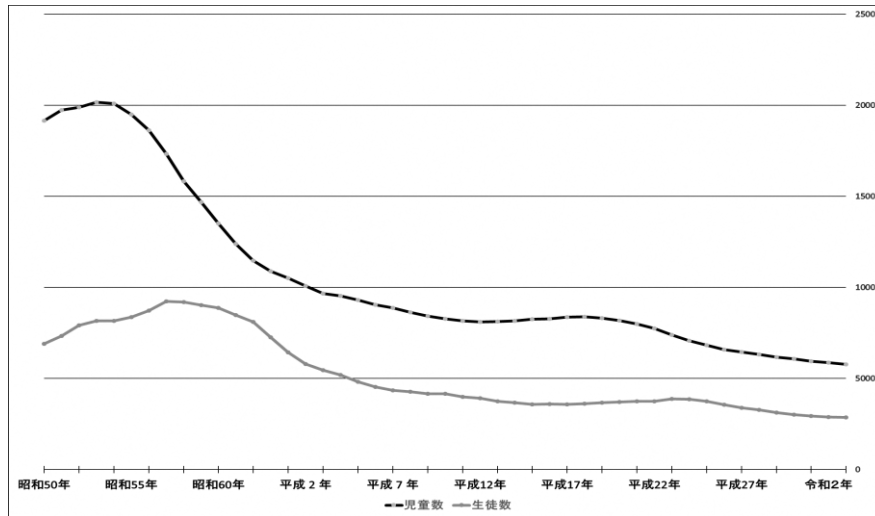
併せて、市立小・中学校の校舎については、建築後40年以上が経過しているものが多くを占め、老朽化が進んでいる状況です。このことについては、令和3年3月に、学校施設の老朽化対策を主眼とした「守口市立

学校施設整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定しており、今後、計画的な施設整備を行っていく必要性について各校施設毎の評価も添えて、その認識を示したところです。

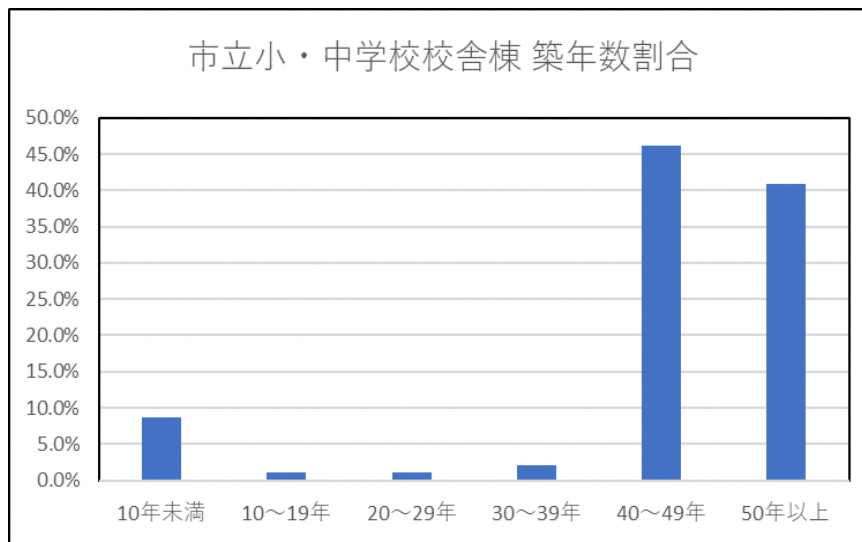
そこで、教育委員会では、これらの経過を踏まえ、今後の学校教育の質を高め、新しい時代の学びを実現するとともに、持続的で魅力ある学校教育の実現に向けた適正な学校規模について、検討するため、令和3年7月に「守口市新しい学校・園づくり審議会」に対し、「市立学校のあり方について」を諮問し、令和4年3月に答申（以下「第三次答申」という。）を受けました。

第三次答申においては、本市の長期的な人口動態推計や地域コミュニティにおける学校の役割を踏まえると、平成24年3月に策定した基本方針において掲げた考え方である「準適正規模校」や「8学級以下の小規模校については早期に規模適正化を図ること」については、これからの社会や学校教育の実情と乖離していく可能性があるとの提言をいただいたことから、小・中学校のより良い教育環境づくりを進めることを第一義に据え、基本方針の改訂を行うこととしたものです。

【市立小・中学校の児童・生徒数の推移（令和4年5月1日現在）】



【市立小・中学校校舎棟 築年数割合（令和4年5月1日現在）】



4 学校の適正規模・適正配置について

学校は、知識や技能を習得する場であり、多様な考え方を持つ子どもたちが出会い、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、表現力、判断力や問題解決力などを育み、豊かな人間関係を築きながら、社会性や規範意識を身につける場です。そのためには、学習形態の工夫や学習に応じた集団活動を適切に行える学校規模が求められます。

国では、学校教育法施行規則において、学校の適正規模について、小・中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下を標準とし、義務教育学校においては、18 学級以上 27 学級以下を標準としており、本市においても適切な規模で教育が行えるよう引続き学校規模の適正化を図る必要があります。

(1) 適正規模の基準

本市の適正規模については、「第一次答申」をもとに平成 14 年 12 月に策定した「学校規模の適正化等に係る基本方針」の基準を踏襲するとともに、「第二次答申」を踏まえ、9 学級以上でもクラス替えできる規模がより望ましいとしていましたが、この度の第三次答申での提言を踏まえ、平成 27 年度に国が示した基準に合わせ、以下のように基準を見直します。

【旧来の守口市における学校規模の基準】

	小規模校	適正規模を下回る 準適正規模校	適正規模校	適正規模を上回る 準適正規模校
小学校	8学級以下	9～11学級	12～18学級	19～24学級
中学校				19～21学級
義務教育学校	—	—	18～27 学級	—

【今後の守口市における学校規模の基準】

	過小規模	小規模	標準規模	大規模	過大規模
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
中学校	2 学級以下	3～11 学級			
義務教育学校	—	—	18～27 学級	—	—

(2) 規模適正化の考え方

学校の規模適正化は、学校における人間関係の固定化等の問題を解消し、多くの友達との交流の中で、多様な考え方に触れながら、切磋琢磨できる教育環境とともに、バランスがとれた教職員の配置や組織的で機能的な学校運営を確保するために、児童・生徒数の推移を踏まえつつ、進める必要があります。

今後の規模適正化については、一時的な在籍者数だけでなく可能な限り、長期間での人口動態推計を見極めるとともに、校舎の老朽化など学校を取り巻く環境を踏まえ、地域の実情等も十分に勘案し、教育環境の向上の視点から検討します。

(3) 学校配置の考え方

本市では、全ての中学校区で、平成 26 年度から小中一貫教育を導入し、令和 2 年度からはコミュニティスクールを開始し、中学校区を単位として学校、家庭及び地域が一体となって、子どもたちの成長に関わり、健やかな学びと育ちを支える教育コミュニティづくりを進めています。このため、地域全体で子どもたちを支える視点から、規模適正化を図り、より良い教育環境づくりを進める場合には、校区を分割し隣接校区に編入するのではなく、校区全体を統合することを原則とします。

小学校については、創立の経緯や地域の歴史・文化等を考慮した同一中学校区内の小学校同士の統合、中学校については創立の経緯等を考慮した統合を原則とします。その際、小中一貫教育を推進する視点から、小学校と中学校との位置関係等も踏まえ、条件が整う校区については、積極的に義務教育学校や併設型小・中学校を目指します。

また、本市の教育環境向上を考えるにあたっては、学校規模の問題に加え、老朽校舎の建替えや改修の問題も検討しなくてはなりません。小規模校でない学校においても、将来の児童・生徒数を見据えながら、学校間の距離や通学距離等の条件が整う場合には、より良い教育環境づくりの視点に立ち、学校統合による新しい学校づくりを検討します。

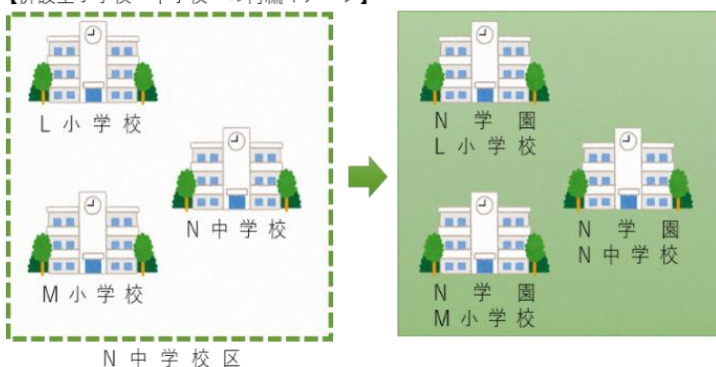
一方、大規模集合住宅建設等で児童・生徒数が増加する地域について

は、学校規模が大きくなっている実態があり、学級数の増加に伴い、将来の教育環境に支障が出るが見込まれる場合には、学校間の距離や通学上の安全性を十分考慮し、家庭・地域の理解を図ったうえで、学校選択区域の導入・選択区域の拡大や通学区域の見直しについても検討します。その上で、将来の教室数の不足が見込まれる場合には、速やかに校舎の増築等に着手します。

【義務教育学校への統合イメージ】



【併設型小学校・中学校への再編イメージ】



5 具体的方策について

(1) 小規模化への対応

小規模校として、生じるデメリットを最小化する方策を講じ、長期的な人口動態の推計で、児童・生徒数の増加が見込めない状況が続く場合には、地域の実情等も十分に勘案し、教育環境の向上の視点から統合や一部校区の見直しなど規模適正化を検討します。

(2) 大規模化への対応

大規模集合住宅建設等で、児童・生徒数が急激に増加する地域については、学級数の増加に伴い、教育環境に支障が出るが見込まれる場合には、学校間の距離や通学上の安全性を考慮し、家庭・地域の理解を図ったうえで、学校選択区域の導入・選択区域の拡大や通学区域の見直しについても検討します。

また、増加傾向が長期的に続き、将来も恒常的に教室数が不足すると見込まれる場合には、校舎の増築等に速やかに着手します。

- ・ 今後の学級数の増加により教室不足が見込まれる守口小学校の校舎整備

(3) 義務教育学校、併設型小学校・中学校の設置

小学校においては、校舎の老朽化が進み、同一中学校区で学校間の距離が短く、統合後、子どもたちに過度の負担がかからないと予測される場合には、より良い教育環境を整備する視点から統合を検討するとともに、小学校と中学校の位置関係等も踏まえ、十分な校地を確保するなど条件が整う場合は、小・中学校の「縦」の統合を検討します。

・学校施設の老朽化が進み早期に対策を要する八雲小学校と下島小学校を統合し、十分な校地を確保したうえで、八雲中学校との統合による義務教育学校を設置

また、1 小学校・1 中学校の錦中学校区においては、今後、義務教育学校への再編も視野に、校舎の改築時期など、多角的に検討することとします。

なお、上記の方策の具体化にあたって、環境整備を図る場合は、早期に建替えや大改修を実施します。

他の学校については、令和 3 年 3 月に策定した「守口市立学校施設整備計画」に示すとおり、原則コンクリート強度が著しく低い校舎がある学校を優先し、建築年度に基づき長寿命化改修を基本とした教育環境整備を順次進めていきます。

6 魅力ある学校づくりをめざして

学校は、子どもたちの学びの場であると同時に地域の拠点でもあります。統合によって豊かな教育環境を整備するにあたり、こうした二つの性格を共に発展させた学校づくりを進めていく必要があります。

学びの場として統合された学校では、校舎の建替えによって新しく整備された施設の中で、教科・経験年数などバランスのとれた教職員による組織的な指導のもと、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、多様な学習活動が展開されます。

さらに、第三次答申で提言をいただいた「学校運営協議会を中心とした9年間を見据えた小中一貫教育」については、さつき学園の成果を踏まえ、全ての中学校区で特色ある取組みを推進していきます。

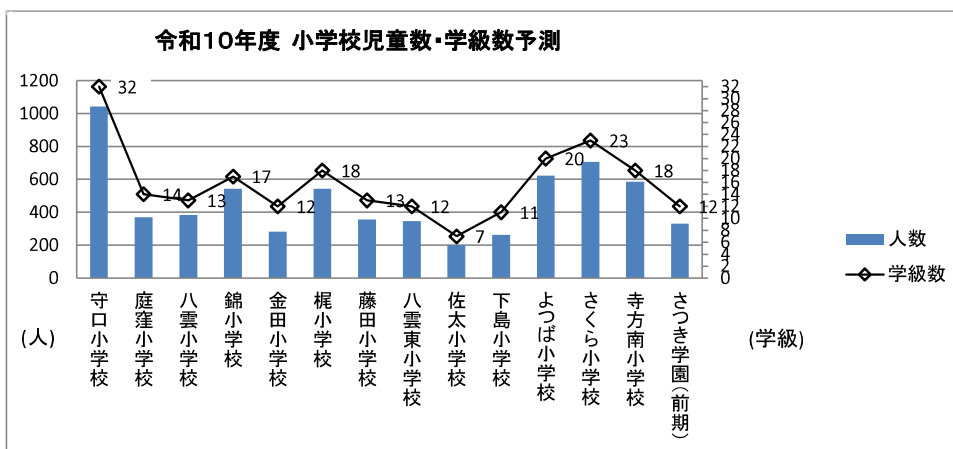
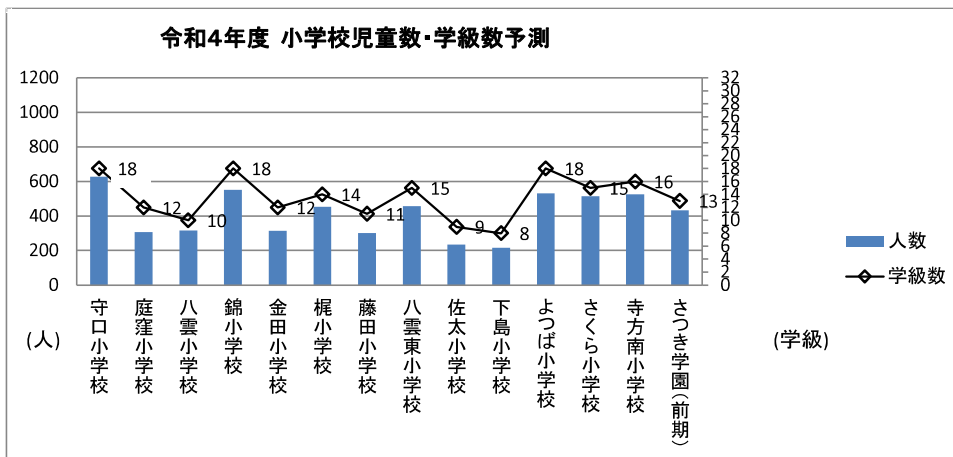
加えて、統合校においては、地域とともにある学校としての性格をより強めていく必要があることから、地域住民が活用できるような施設の併設など多機能化を図る複合的な施設の整備を検討します。

また、屋内運動場への空調設置については、教育環境向上に加えて災害時の避難所機能という観点も含め、今後の学校統合や既存施設の老朽化への対応等との整合を図りつつ、着実に充実させていきます。こうした学校づくりが進むことによって、地域住民に見守られているという子

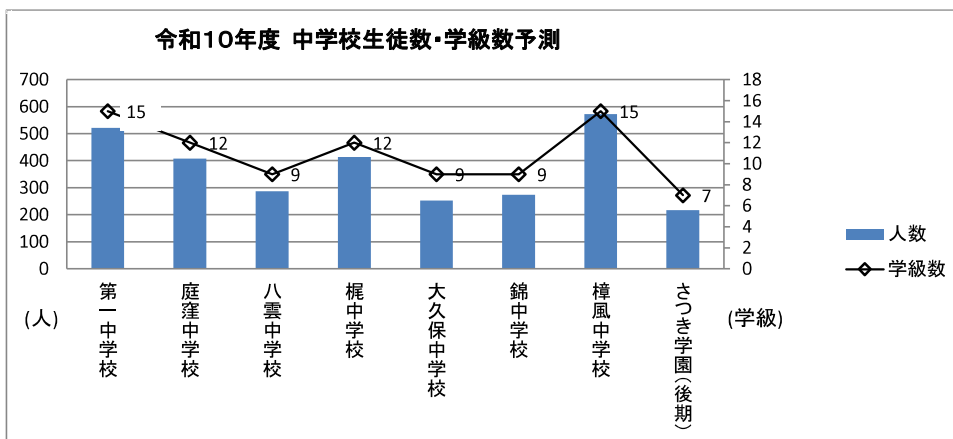
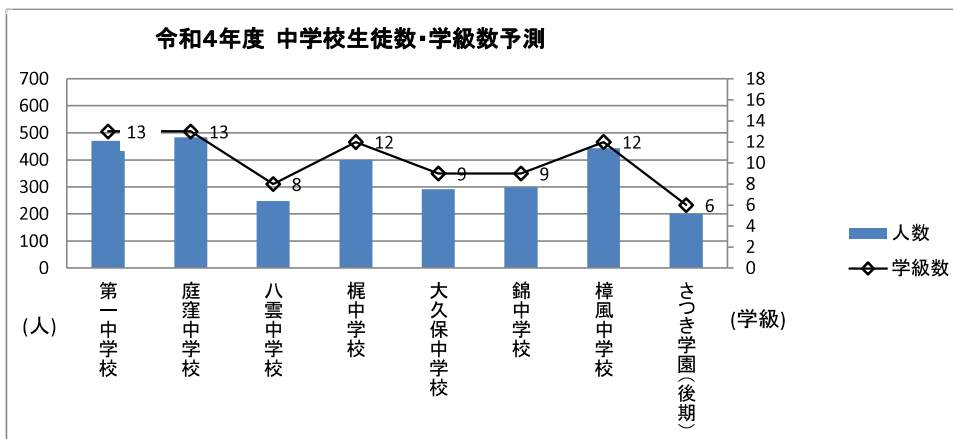
どもたちの安心感はより高まり、自らも地域の一員であるとの意識も強まります。

学校規模の適正化は、子どもたちの学びと地域をともに豊かにするものでなくてはなりません。子どもたちの学びを深め、社会に開かれた学校としての役割をより強めていくことによって、子どもたちと地域住民の笑顔があふれる、魅力ある学校づくりを進めていきます。

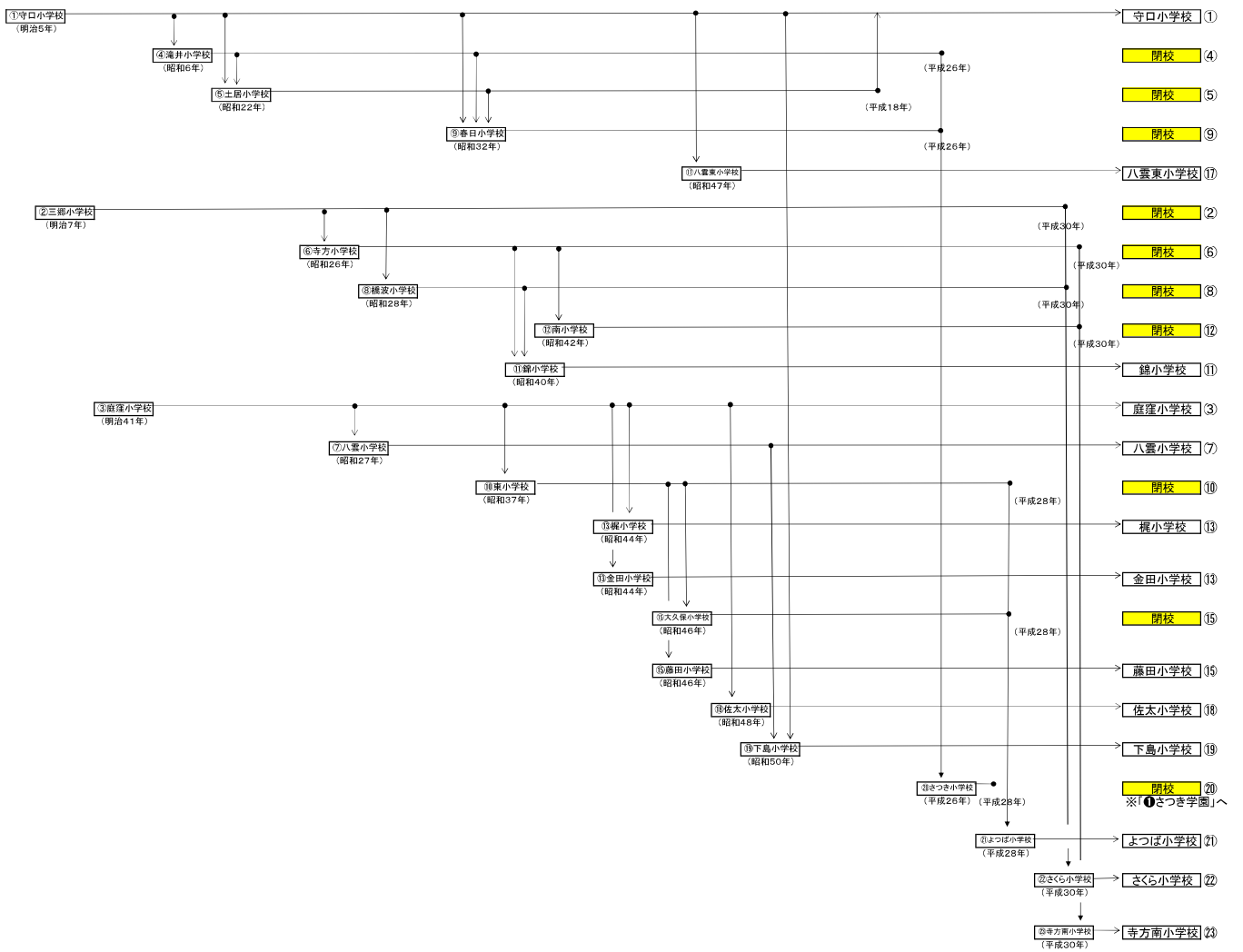
児童数及び普通学級数予測（令和4年5月1日時点データ）



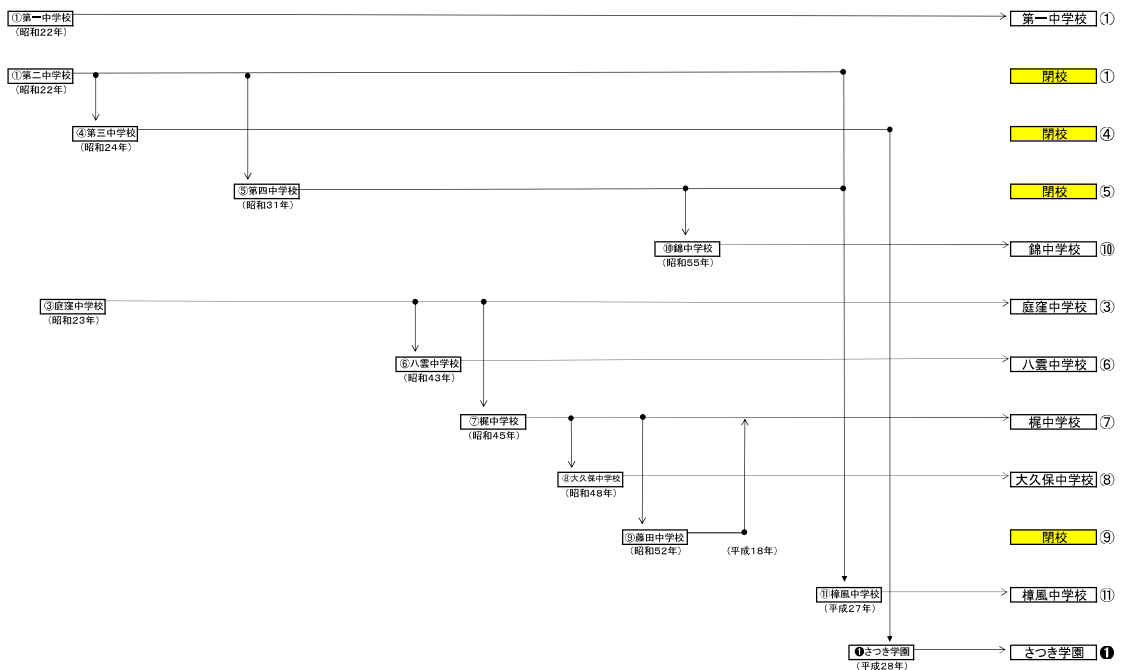
生徒数及び学級数予測（令和4年5月1日時点データ）



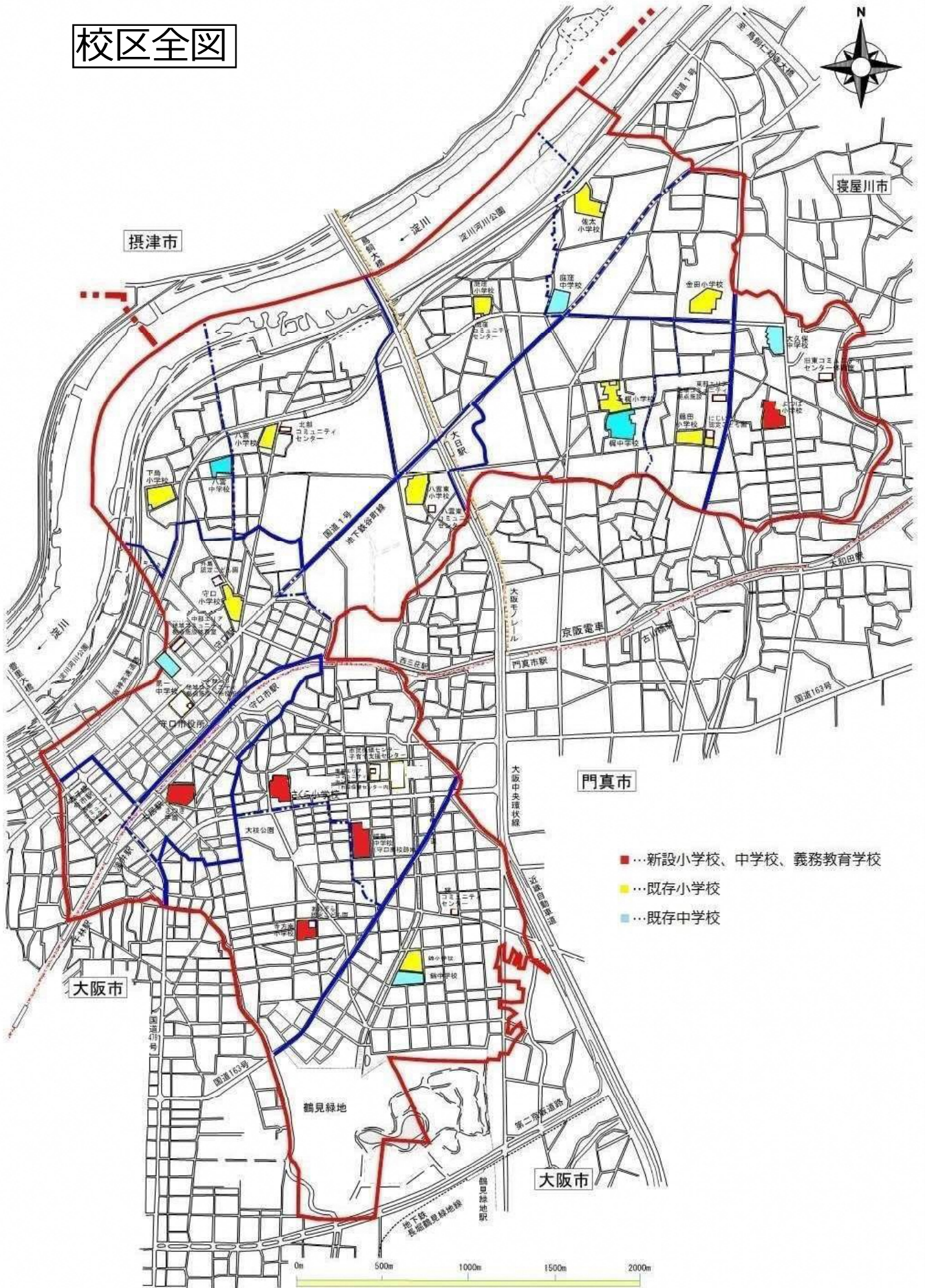
【守口市立小学校 創立順序一覧】 (丸数字は創立順を表す。)



【守口市立中学校・義務教育学校 創立順序一覧】 (丸数字は創立順を表す。)



校区全図



摂津市

寝屋川市

門真市

大阪市

大阪市

- …新設小学校、中学校、義務教育学校
- …既存小学校
- …既存中学校

